

明推協だより 2016.6

発行：菰野町明るい選挙推進協議会 〒510-1292 菰野町大字潤田 1250 番地 391 - 1101 (直通)

平成 28 年 7 月 10 日(日) 第 24 回参議院議員通常選挙が執行されます。

「投票する」という権利を有効に活用し、貴重な 1 票を投じてください。

(投票日程については、裏面をご確認ください。)

18歳以上の方から投票することができるようになりました。

公職選挙法が改正され、この参議院議員通常選挙から、選挙権が 20 歳以上から 18 歳以上へ引下げられました。新たに選挙権を得られた皆様を含め、投票率の向上が期待されます。

選挙違反は「犯罪」です。候補者だけでなく有権者も対象に

政治資金規正法では、政治家個人への献金が禁止され、政治家個人の政治団体への献金も大幅に制限されています。公職選挙法では、政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にあるもの)が選挙区内の人に寄付を行うことを禁止しています。寄付行為に関しては、「3ない運動」という言葉があり、「贈らない」「求めない」「受け取らない」を指しています。日常、贈り物のやりとりの機会が多いですが、「こんなことぐらい」と思わずに「3ない」を守るように意識を変える必要があります。

ルールを守って、きれいな選挙を！！

3ない 運動

- 一．政治家は有権者に寄付を 贈らない！
- 一．有権者は政治家に寄付を 求めない！
- 一．政治家から有権者への寄付は 受け取らない！

参議院議員選挙のしくみ

参議院議員の選挙は「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の 2 つからなります。

選挙区選挙・・・都道府県単位で行われます。三重県選挙区の定数は 2 名ですが、半数改選のため、今回の選挙では 1 名が選出されます。有権者は候補者名を記載して投票し、得票数の最も多い候補者が当選人となります。

比例代表選挙・・・全国を単位として行われます。有権者は「候補者名」又は「政党名」のどちらを記載して投票しても良く、「候補者名」と「政党名」の得票数を合算して各政党の得票数が決まります。この政党の得票数に基づいて「ドント式」という計算方法で各政党の当選議席数が割り当てられ、政党の中では、個人名(候補者名)の票が多い候補者から順番に当選人となります。

ドント式とは？

比例代表選挙では、各政党に議席を分配する際に「ドント式」という方式が用いられています。

「ドント式」は、各政党の得票数(参議院の場合は、候補者名による投票を含む)をそれぞれ 1、2、3、4・・・と自然数で割っていき、得られた数字(商)の大きい順に議席を配分する方式です。

ドント式の
計算例

得票数が A 党 180 票、B 党 100 票、C 党 80 票で、10 人の当選人を決める場合

政党名	A 党	B 党	C 党
得票数	180 票	100 票	80 票
÷ 1	180 票	100 票	80 票
÷ 2	90 票	50 票	40 票
÷ 3	60 票	33 票	27 票
÷ 4	45 票	25 票	20 票
÷ 5	36 票	20 票	16 票
当選議席数	5	3	2

参議院議員通常選挙について(ご確認ください。)

投票日程について

今後の予定	日 時	場 所
期日前投票 不在者投票	6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時	役場2階会議室
選挙期日 投票受付 開票	7月10日(日) 午前7時～午後8時 午後9時15分～	各投票所 菰野町体育センター

最近、菰野町へ転入された方について

今回の選挙について、菰野町で投票のできる方は、次の条件に当てはまる方です。

【年齢】 満18歳以上の方(平成10年7月11日以前に生まれた方)

【住所】 町内に住所があり、平成28年3月21日までに住民登録(転入届出)を行い、引き続き住民基本台帳に記録されている方

* 平成28年3月22日以降に転入された方は、原則、「菰野町」で投票できません。
転入前の住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

最近、菰野町から転出された方について

菰野町を転出された方で、新しい住所地の選挙人名簿に登録の無い場合でも、菰野町の選挙人名簿に登録のある方は「菰野町」で投票することができます。

転出された日付によっては投票できないことがありますので、ご不明な点があれば、菰野町選挙管理委員会(059-391-1101)へご確認ください。

一部、ポスター掲示場の位置を変更します。

第3投票区、大強原区地内 随法寺南付近のポスター掲示場 については、三重セキ販売(株)菰野営業所北交差点付近へ、第6投票区、小島区地内 裕進運輸菰野営業所北西付近のポスター掲示場については、美山区公会所へそれぞれ変更させていただきます。

【菰野町明るい選挙推進協議会】

明るい選挙推進協議会は、すべての選挙において、投票する人が買収などに惑わされず、情実・利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われるよう啓発活動を行っています。内容としては、話し合い活動や研修会、街中で明るい選挙を訴える街頭啓発など、各種団体と協力しながら活動しています。

菰野地区:	齋藤英基	内田茂子	堀内淳子
鵜川原地区:	杉野直美	萩正人	大橋信行
竹永地区:	寺田忠	佐藤久子	南川祐作
朝上地区:	宇佐美悦子	三崎大吾郎	小林浩治
千種地区:	山口智代子	伊藤正次	鈴木利昭



選挙制度等に関する問い合わせ先
菰野町明るい選挙推進協議会事務局
391-1101(直通)